

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請事件

原告 平和子

被告 国

証 拠 説 明 書

2018 (平成30) 年9月19日

札幌地方裁判所 民事1部合議係B 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 博



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成 日	作成者	立 証 趣 旨
甲A 242	部隊情報 (第10号 -1~18 号) 写し	H28.5. 22~ H28.12. 16	陸幕人事部 厚生課	陸上自衛隊が、派遣隊員の家族に提供 した情報。 南スーダンへの出発と到着と、日本へ の出発-到着の時間等の情報に止ま っていたこと。
甲A 243の 1~5	一般情報 (第20~ 24号) 写し	H28.7.8 ~ H28.8.8	陸幕人事部 厚生課	「一般情報」は5回しか発信されてお らず、しかも、そのうち留守家族まで 伝達されたのは第22号のみだった こと。 第22号以外は、留守家族に情報提供 せず(留守部隊止まり)、第23、2 4号では、家族から質問があったとき のみ別添Q&Aに基づき回答するよ うに指示していた。 陸上自衛隊は、家族に対して、厳しく 情報統制をしていたこと。

以上